

令和8年度 竹富町観光危機管理計画策定業務
仕様書

1 事業名

令和8年度竹富町観光危機管理計画策定業務

2 事業目的

豊かな自然と独自の文化が根ざした多様な島々から構成された竹富町には、これらの自然や文化とのふれあいを求め、国内外から多くの観光客が来訪している。一方で、島嶼から構成される町であるがゆえに、災害や事故等の観光危機が発生した場合には、島々が孤立するおそれが相対的に大きく、支援の遅れや物流の途絶等のリスクを抱えている。

そこで本事業では、観光客の安全・安心の確保および観光産業の持続的発展を目的として、「竹富町観光危機管理計画」および「観光危機管理対応マニュアル(改訂版)」を策定する。また、より実効性のある危機管理体制の充実と関係機関との連携強化を図るとともに、対応力向上のための図上訓練を実施するものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月15日(月)まで

4 提案総額の上限

委託予算の上限は11,990,000円(消費税込)の範囲内とする。但し、この金額は企画提案のため提示した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

5 委託内容

本仕様書が規定する事業委託の範囲は次のとおりとする。

(1) 募集する企画は、下記の全てに合致するものとし、竹富町の地域特性(一町多島、自然環境、生活環境、交通、通信、観光形態等)を十分に踏まえた内容であること。

- ① 観光危機管理計画策定に関する提案
- ② 観光危機管理マニュアル改訂に関する提案
- ③ 観光危機管理図上訓練に関する提案
- ④ 実施内容を加味した事業実施体制の提案
- ⑤ 事業実施スケジュールの提案

(2) 委託事業全体を総括する担当者1名の配置

※当該担当者は、離島地域または観光地における危機管理に関する実務経験を有する者であることが望ましい。

(3) 本件に関わる各関係者との連携とその取りまとめ

※特に以下の関係者との連携とその取りまとめ

(4) 事業完了報告書の作成

- ① 実施内容、整備内容、事業効果とともに、事業全体の報告を取りまとめること。
- ② 事業に掛かった費用内訳及び支払いやその適正を証明する証憑書類(見積書、納品書、請求書、領収書、根拠資料等)を提出すること。

<例>外注先企業等からの請求書、外注先企業等への支払証明書、自社人件費の稼働一覧・勤務表など

- (5) その他、事業実施にあたり竹富町と協議の上、事業遂行に必要とされる事業
※現地ヒアリング、島別の課題整理、実地確認等を含めること。

6 企画提案を求める具体的内容

本仕様書で企画提案を求める具体的な内容は次の通りである。

(1) 観光危機管理計画策定に関する提案

観光客の安全・安心の確保および観光産業の持続的発展のため、観光危機管理に対する状況把握、課題整理の方法、計画策定に関する効果的かつ効率的な進め方について、以下の観点を踏まえた提案を具体的に行うこと。

- ①竹富町の島嶼特性（複数の離島、アクセス制約、気象条件）を踏まえたリスク分析
- ②台風、高潮、津波、海難事故、熱中症、感染症等の地域特有リスクの整理
- ③観光客と住民の生活圏が近接している特性を踏まえた共存型危機管理
- ④多言語対応やインバウンドを考慮した情報伝達手法
- ⑤通信途絶、交通遮断時の代替手段の検討

(2) 観光危機管理マニュアル策定に関する提案

観光客の安全・安心の確保および観光産業の持続的発展のため、既存マニュアルの改訂について、観光危機管理計画との整合性を図りつつ、効果的かつ効率的な進め方を具体的に提案すること。

- ①関係主体別（行政、事業者、住民）の役割分担の明確化
- ②初動対応、情報共有、避難誘導、帰宅困難者対応等の具体化
- ③船舶欠航時や孤立時の対応
- ④観光客への情報提供手段（デジタル、アナログ双方）
- ⑤小規模事業者でも運用可能な実用性のあるもの

(3) 観光危機管理図上訓練実施に関する提案

より実効性のある観光危機管理体制の充実と関係機関との連携強化を図るとともに、対応力の向上のための図上訓練について具体的に提案すること。

- ①島ごとの特性を反映したシナリオ作成
- ②複数機関（行政、観光事業者、交通事業者、医療機関等）の連携訓練
- ③訓練結果を、計画やマニュアルに反映する仕組み

(4) 実施内容を加味した事業実施体制の提案

本事業の円滑な実施にあたって必要と想定される、以下の要件を満たす体制を具体的に提案すること。

- ①観光危機管理に関する専門知識、実績
- ②離島地域または類似地域での業務経験
- ③地域関係者との合意形成、調整能力
- ④多言語対応、インバウンド対応の知見

また、竹富町の地域特性を理解するための調査、参画体制を明示すること。

(5) 事業実施スケジュールの提案

本事業の実施に必要なスケジュールについては、効果的かつ効率的な内容を提案すること。

- ①島ごとのヒアリング、現地調査の実施
- ②観光繁忙期、気象条件への配慮
- ③関係者調整に必要な期間の確保
- ④訓練実施及びフィードバック反映期間の設定

7 事業費の算出

上記、企画提案を求める具体的内容を踏まえ、「委託事業事務処理マニュアル（経済産業省）」に基づき、事業費の算出を行うことを原則とする。

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_itaku_manual.pdf

ただし、本事業は観光庁による地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業の交付を受けて行うことを想定していることから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び地域における受入環境整備促進事業補助金〈地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業〉交付規程等の関連規定に定めるところに従って、事業を実施すること。

契約時に積算根拠資料の提出を求める場合があるため、これらの規定を熟読のうえ、関係資料の整理を行うこと。

8 委託料の支払

業務完了時の実績報告の提出および検査合格ののち、支払うこととする。ただし、事前協議により部分払いができるものとする。

9 注意事項

提案内容については以下の点に留意すること。

- (1) 契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容をすべて実施するものではない。
- (2) 本仕様書に記載のある事業内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の仕様書とは異なる場合がある。
- (3) 本仕様書記載の事業内容については、実施段階において予算や諸事情によって変更することがある。
- (4) 観光庁が定めた『非常時における訪日外国人旅行者対応マニュアル作成のための指針（2021年3月公表）』及び『観光危機管理計画等作成の「手引き」（2022年3月公表）』を参考とし作成すること。
- (5) 本業務は補助金の交付決定を条件として実施する。また、契約締結は交付決定後とする。

10 その他

業務の実施にあたっては竹富町と密接な協議の下で取り組むものとする。提出した実施計画書に変更が生じる場合は、その都度、竹富町の承認を得るものとする。他の業務との経理を明確に区分した上で、専用の会計関係帳簿類を整備し、適正に会計処理を行うこと。業務に係る関係書類は、業務の支払いが完了した日が属する会計年度から5年間保存すること。

11 委託契約までの日程

委託事業者の選定及び委託締結については、仮に下記の日程にて実施するものとする。

応募締切 令和8年5月28日（木）17時まで。

企画提案審査 令和8年6月2日(火) 13:30～ (場所 竹富町役場3階 大会議室)
審査結果通知 令和8年6月初旬(予定)
委託契約締結 令和8年6月中旬(予定)

12 問い合わせ先

竹富町役場 商工観光課 担当 大泊
〒907-8503 石垣市美崎町11番地1
Tel : 0980-83-2021 Fax : 0980-82-6199
tatsu-oodomari@town.taketomi.okinawa.jp